

# 物品供給契約約款

## (総則)

第1条 乙は、納入期限内に物品を納入しなければならない。

第2条 納入物品は、見本、仕様書、図面等（以下「仕様書等」という）によるものとし、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上のものでなければならない。

2 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で行うものとする。

## (検査)

第3条 納入物品は、甲の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため、変質、変形又は消耗毀損したものは、全て乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。

2 前項の検査について甲は、支障のない限り納入の日から10日以内に完了するものとする。

3 乙は、甲の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。乙が立会いをしないときは、乙は、検査の結果につき異議を申立てることはできない。

## (引換え又は手直し)

第4条 検査の結果不合格と決定した納入物品は、乙は、遅滞なくこれを引き取り、速やかに引換え又は手直しを行い、納品しなければならない。

2 前項の場合特に一回に限り、甲は、相当日数を指定して、引換え又は手直し期間を認めることができる。この引換え又は手直しが終了し納品したときは、更に届け出て検査を受けなければならない。検査に着手する期間は、前条第2項の規定による。

3 第1項の規定にかかわらず、その不良の程度が軽微で甲が使用上支障がないと認めるときは、契約金額を甲乙協議のうえ相当額を減額し、これを採用することができる。

## (所有権の移転及び危険負担)

第5条 納入物品の所有権は、検査に合格したとき、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害は、乙の過失の有無にかかわらず、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

2 納入物品の容器及び包装等は、特に定めのない限り甲の所有とする。

## (契約不適合責任)

第6条 乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して第2条に定めた内容に適合しない場合には、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

## (期限延長)

第7条 乙は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由、延長日数等を詳記して期限延長の願い出をしなければならない。この場合において、甲は相当と認める日数の延長を承認することができる。

2 前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

## (遅延違約金)

第8条 乙の責に帰する理由により、納入期限内に物品の納入を終了しないときは、遅延日数1日につき、遅延数量に対する代金に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいて財務大臣が定める率（以下「法律に基づく率」という。）（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。第9条第2項において同じ。）を乗じて得た額の違約金を、甲は乙に対して請求することができる。

第9条第2項において同じ。）を乗じて得た額の違約金を、甲は乙に対して請求することができる。

2 第4条第2項による引換え又は手直しが指定した期限後にわたるときは、前項に準じて、甲は乙に対して違約金を請求することができる。

3 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(代金の支払)

第9条 甲は、検査の合格後、乙の請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

2 甲の責に帰する理由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、法律に基づく率で遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は納入の一時中止をさせることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるとき、又は納入期限を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

3 第1項の規定により、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第11条 契約締結後において、天災事変又は社会経済情勢の激変により契約内容が著しく不当となった場合は、その実情に応じて甲乙協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(甲の催告による解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日（仕様書等で定められた日又は納入に要する日数を勘案して着手すべきと甲が認める日をいう。）を過ぎても乙が業務に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に乙が納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に乙が納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第4条に規定する引換え又は手直しを乙が行わないとき。
- (4) 乙等（乙又はその代理人若しくは使用人をいう。）がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙等が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙等が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 乙がこの契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に契約の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第16条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又

は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(10) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

4 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は必要があるときは、既納品の全部又は一部を、その所有とすることができる。この場合の既納品に対する支払額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額（解除事由に関して甲が第三者に対して損害賠償責任を負った場合の損害金のほか、職員の業務増加に伴う費用、新たな契約相手を選定するために要する費用等を含む。）が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（協議による解除）

第15条 甲は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、必要と認める場合には、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において、甲は、乙の請求により既納品の代金を支払うものとする。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により、甲が納入を一時中止させ又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第10条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。（賠償の予定）

第17条 乙は、第13条第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条第10号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（第14条第5項に規定する損害額に準じる。ただし、甲が契約を解除しない場合にあっては、適正な競争が行われた場合の推定金額と契約金額の差額を含むものとする。）が同項に規定する賠償金を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（権利の譲渡等）

第18条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（その他）

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。